

各 位

小野薬品健康保険組合

留意点・よくある質問

当健保組合にご家族を入れる(外す)際の留意点・よくある質問をご紹介します。
当健保組合の基本的な考え方を記載していますので必ずご確認ください。
お問い合わせは、健保組合(Tel:06-6222-5665)までお願いします。

【留意点】

●失業給付(日額3,612円以上)を受給予定者はご注意ください(よくある質問 Q7 参照)
日額3,612円以上の失業給付を受給される場合、その受給期間は当健保組合に加入できません。

●配偶者は国民健康保険第3号の届を忘れずに(よくある質問 Q8 参照)

配偶者の方は、当健保組合に入れる(外す)と国民年金第3号被保険者(会社員の被扶養配偶者。年金保険料負担がないものの加入期間にカウントされる)としての資格を取得(喪失)しますが、会社を介して年金事務所への届出が必要です。

年金記録の不整合防止のため、次の場合は、国民年金第3号の届を会社に提出ください。

- ・配偶者を当健保組合に入れるとき
- ・収入増または離婚が原因で配偶者が(当健保組合を外れ)国保に移るとき
(国民年金第3号→国民年金第1号へ)

(注)就職のため当健保組合を外れる場合は提出不要。

就職先の会社が国民年金第2号の届を年金事務所に提出するため。

【よくある質問】

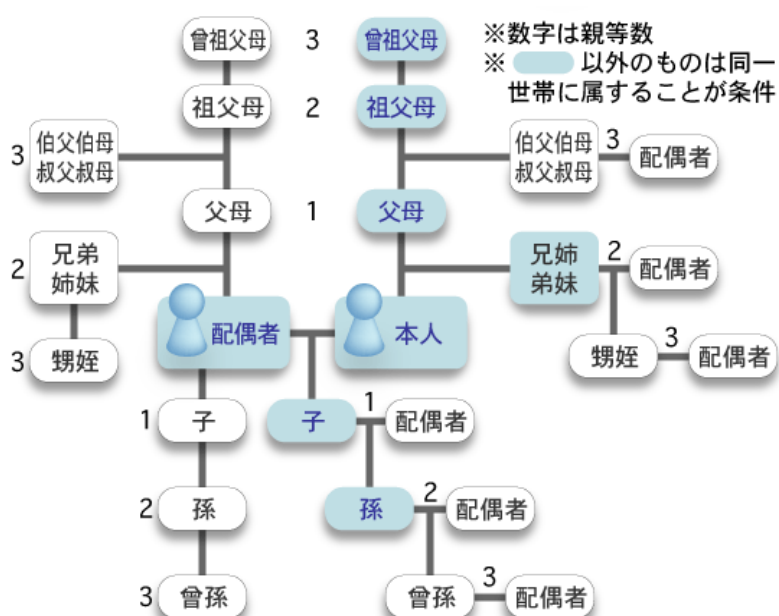
Q1 健保組合に加入できる家族の範囲は？

A1 家族の範囲は以下の通りです。

なお、**同居(同一世帯)**とは、**住居および家計をともにする**という意味です。

(敷地内の別建屋や二世帯住宅で暮らす家族は別居の取り扱いとなります。)

被保険者と同居でも別居でもよい人	被保険者と同居が条件の人
・配偶者(内縁でもよい) ・子、孫 ・兄弟姉妹 ・父母などの直系尊属	・左記以外の三親等内の親族 ・被保険者の内縁の配偶者の父母・前の配偶者および子 ・内縁の配偶者死亡後の父母・前の配偶者および子



【注】平成28年10月1日より、本人(社員)の兄弟の認定条件について、「同居」の条件がなくなりました。

Q2 健保組合の被扶養者となるための認定基準は？

A2 **対象となる方の生活費の半分以上を社員が負担していること(主たる生計維持者が社員であること)が必須となります。**

そのうえで、その方の今後1年間の収入見込額が130万円未満(60歳以上や障がい者は180万円未満)であることや同居(住居と家計を共にすること)・別居(続柄、仕送り額)の要件を満たしているかなどを証明書類で確認して健保組合が総合的に判断します。

(次ページの「被扶養者の資格確認チャート」参照)

【参考】被扶養者の資格確認チャート

■被扶養者(ご家族)の加入資格があるかどうかを事前に確認ください。

あなた → 被保険者(社員)

その家族 → 加入申請する被扶養者(家族)

①あなたとその家族の関係は、直系尊属、配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、兄弟、弟妹のいずれかですか？

No

Yes

①あなたとその家族の関係は、三親等内の親族、内縁関係の配偶者(配偶者が死亡後も含む)の父母及び子のいずれかですか？

No

Yes

②あなたとその家族は同居していますか？

No

Yes

③あなたとその家族は家計を共にしていますか？
※同居していても生計維持関係が確認できない場合、認定できません。

No

Yes

④その家族の年収総額は130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)かつあなたの年収の1/2未満ですか？

No

Yes

⑤雇用保険の失業給付受給中以外の方ですか？

No

Yes

⑥基本手当日額は3,611円以下ですか？

No

Yes

被扶養者と認定される可能性があります
(提出書類等の詳細審査後に決定)

②あなたとその家族は同居していますか？

Yes

No

③あなたはその家族の年収以上の金額を毎月送付していますか？
※手渡しは認めません。

Yes

No

その家族の方は被扶養者資格がありません

その家族の方は被扶養者資格がありません



※ 収入は、税控除前の総支払額で計算し、賞与や交通費も含みます。
※ 年収130万円から算出した1カ月の基準額108,333円を超過している場合は、問い合わせることがあります。

Q3 被扶養者(家族)を健保組合に入れる際に必要な書類は？

A3 ①退職・結婚・出生などにより、被扶養者（家族）を入れる際は、以下の書類を（事業所の総務担当部署経由で）人事課に提出ください。

- 1 「健康保険被扶養者（新規・異動）届」
- 2 「被扶養者認定対象者の状況届」
- 3 「世帯全員の住民票」のコピー ※続柄記載のあるもの
- 4 各種証明書類・・・申請時に間に合わない場合は、後日提出ください。
(提出期限は2週間以内)

注 「国民年金（種別変更）届」・・・配偶者の場合は国民年金第3号の届も忘れずに。

Q4 被扶養者(家族)を健保組合に外す際に必要な書類は？

A4 ②就職・離婚・死亡などにより、被扶養者（家族）を外す際は、以下の書類を（事業所の総務担当部署経由で）人事課に提出ください。

- 1 「健康保険被扶養者（新規・異動）届」
- 2 当健保組合の保険証・・・「限度額適用認定証」などをお持ちの方は返却ください。
- 3 新しい保険証のコピー・・・就職の場合。加入日を確認するため
(氏名と認定日以外は黒塗り OK)

注 「国民年金（被扶養配偶者非該当）届」・・・配偶者が収入増や離婚等で国保に移る場合は国民年金第3号の届も忘れずに。

Q5 共働き夫婦の場合、子どもはどちらの扶養に入れるべきでしょうか？

A5 **原則として前年の年収の多い方の扶養とします。**同程度である場合は届出によります。
但し、**今年および来年以降の年収が(育児休暇・時短・残業時間減少・退職などで)大きく変動することが見込まれる場合は、このことを考慮して今後収入の多くなるとされる方の扶養とします。**
なお、**他に子どもがいる場合はその子どもも前述の親の扶養**となります。扶養異動をお願いすることがあります。 ×「こども手当の金額」によって社員が健保組合を選択することは不可。

Q6 別居の両親(実父母)を扶養に入りたいのですが・・・？

A6 **両親の生活費の半分以上を社員が負担していること(主たる生計維持者が社員であること)が必須となりますので、両親の年収の合計額以上を送金(※)していなければなりません。**
なお、75歳以上の方(後期高齢者医療に加入するため)や1人につき年収130万円以上(60歳以上や障がい者は180万円以上)の方は扶養に入れることはできません。

※生計維持確認のため、加入申請時に原則6ヶ月分の送金証明書類の提出が必要です。

Q7 雇用保険の失業給付を受給する予定ですが、注意することは？

A7 退職から再就職までの就活期間中(つなぎ期間)の生活支援として(×公的な退職手当金ではありません)、雇用保険から失業給付が支給されます。一方、再就職活動期間中(つなぎ期間)の健康保険については、従前の健保組合を任意継続することになりますが、家族の加入する当健保組合の被扶養者に入れることも可能です。但し、**日額3,612円以上^{※1}(60歳以上または障がい者は日額5,000円以上)の失業給付を受給する期間に限り健保組合の被扶養者としての資格を失います**のでご注意ください。(厚生労働省通知により)
(日額3,611円以下の場合は被扶養者としての資格は喪失しません。)

そのため、日額3,612円以上^{※1}(60歳以上または障がい者は日額5,000円以上)の失業給付受給予定者は、次のいずれかをご選択ください。(推奨順)

- ① 失業給付の権利を放棄し、当健保組合に加入
- ② 従前の健保組合に任意継続^{※2}し、受給終了後に当健保組合に加入
- ③ 当健保組合に加入→受給期間は国保に加入→受給終了後に当健保組合に再加入

※1 日額3,612円以上・・・収入要件の年収130万円÷(30日×12か月)=3,611.11円

※2 任意継続する方は、退職後20日以内に従前の健保組合にて手続きを行ってください。

Q8 配偶者についてはどうして国民年金の届を提出するのでしょうか？

A8 配偶者が年金記録の不整合により、将来低年金や無年金となることを防止するためです。
退職や結婚などで被扶養配偶者となった場合には、国民年金第3号被保険者（会社員の被扶養配偶者。保険料負担なく加入期間にカウント）に入るための届を、また、配偶者が収入増や離婚などにより国保に移る場合は第3号被保険者から外す届を提出ください。会社が年金事務所に届出します。なお、第1号被保険者（無職や自営業など）から外れる際や入る際は、市区町村の年金窓口への届出も忘れずに行ってください。
※第2号（会社員）は会社が届出を行いますので手続きは不要。

Q9 被扶養者を認定する際の「年収」は総収入額ですか？それとも控除後の所得ですか？

A9 給与所得者の収入は税控除前の総収入額です。
一方、**自営業者（塾経営など）や不動産所得者（駐車場収入や家賃収入など）の場合は、売上から「最低限の必要経費（売上原価など。製造業の原材料費程度）」を差し引いた金額**であり、税法上の事業所得と異なりますのでご注意ください。

Q10 年収はいつのものですか？

A10 前年の年収額を参考にしながら、今後得てであろう額により判断しています。退職や雇用契約変更などで前年と比べて著しく収入が増減する方は「被扶養者認定対象者の状況届」にその旨を記載ください。